

Help Mark

ヘルプマーク

知っていますか？

外見からは分からなくても

人工関節をいれている方や

心臓にペースメーカーを

いれている方など、援助や配慮を

必要としている方がいます。

「ヘルプマーク」は周囲の方に

配慮を必要としていることを

知らせることで、援助を得やすく

するためのマークです。



ヘルプマークを身につけている方を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

Q どのような方がヘルプマークをもっているのですか？

A 外見からは分からなくても、援助を必要としている方にヘルプマークを配布しています。

心臓にペースメーカー
をいれている方など身
体内部に障がいのある
方。



精神障がいがある方など配
慮が必要な方。



※上記以外の配慮が必要な方にも配布しています。

Q 街中でヘルプマークをもっている方を見かけたらどうするとよいですか？

A 困っている様子であれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

電車やバスで
席を譲ってくだ
さい。



どのようなこと
に困っているか、
声をかけて聞い
てください。



Q どこで「ヘルプマーク」を配布しているのですか？

A 半田市では次の2箇所で配布しています。

○半田市役所福祉部地域福祉課

○半田保健所総務企画課

地域福祉課



ヘルプマークについてのお問い合わせ

◎半田市福祉部地域福祉課

半田市東洋町2丁目1番地

平日8:30～17:15 (水曜日 8:30～19:15)

TEL0569-84-0643・FAX0569-22-2904

◎半田保健所総務企画課

半田市出口町1丁目45番地の4

平日8:45～17:30

TEL0569-21-3341・FAX0569-24-7142

差別をなくそう!

障害者差別解消法を知っていますか

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。



障害者差別解消法は、障害いを理由とした差別をなくすために定められた法律であり、障害いがあってもなくてもお互いの人格や個性を尊重しあい、共生できる社会をつくることを目的としています。

障害いに対する思い込みが「差別」を引き起こしてしまうことがあります。私たち一人ひとりが障害いについて理解し、気遣いや心遣いなど相手を思いやる心を持つことが、差別のない豊かな社会の実現へとつながります。

どのようなことが差別になる?

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別としています。

●不当な差別的取扱いの具体例



障がい理由にサービスの提供をしない。

介助者がいないと入店を断る。



●合理的配慮の不提供の具体例



レストランなどで、視覚障がいのある方にメニューを渡すだけで内容の説明をしない。

常に車椅子で移動する方に必要以上に長距離移動をさせる。



◎ 障がいについて考えましょう ◎

障がい特性によって求められる配慮は異なります。相手の気持ちになって、本当に必要としている援助を行えるよう、障がいについての知識を深めたり、障がいのある方の話を聞く姿勢を持ちましょう。

障がいについてのご相談・お問い合わせ

◎半田市福祉部地域福祉課

半田市東洋町2丁目1番地

平日8:30~17:15(水曜日 8:30~19:15)

TEL0569-84-0643・FAX0569-22-2904

◎半田市障がい者相談支援センター

半田市雁宿町1丁目22番地の1

半田市福祉文化会館(雁宿ホール)内

月~土曜日8:30~17:15

TEL0569-21-5585・FAX0569-23-7745